平成２４年（フ）第２５４号
埼玉県入間市東町３丁目５番24号　パールコート102
債務者　小川　雄一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７３号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘２丁目26番23号
債務者　鷹見　由起
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０３号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢427番地15
債務者　高橋　剛知
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３３号
岡山県倉敷市中島1947番地３
債務者　中村　敏男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
山口県宇部市大字東岐波1313番地５、従前の住所山口県宇部市大字東岐波3917番地７
債務者　脊戸　秀雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２２７号
埼玉県狭山市富士見２丁目24番11号　メゾン富士見Ⅰ―102
債務者　田中　壽夫
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３８号
埼玉県川越市大字小堤15番地37　１Ｆ
債務者　園元　美和
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６４号
埼玉県富士見市ふじみ野西４丁目19番地５　アルシア４Ｆ
債務者　坂手　麻美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８９号
岡山県小田郡矢掛町浅海2593番地
債務者　堀部　健二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢95番地３
債務者　田中　博明
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５１号
青森県十和田市東十三番町26番10―４号
債務者　菅原　　久
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５２号
青森県十和田市東十三番町１番６号　みどり荘２号
債務者　菅原　典克
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５４号
青森県十和田市大字相坂字小林243番地９
債務者　土井由美子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２５号
山形県酒田市若浜町16番７号
債務者　加藤　一美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第９号
群馬県沼田市柳町2250番地２、住民票上の住所群馬県沼田市桜町1987番地１
債務者　吉田　宗子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
群馬県沼田市恩田町26番地１、前住所群馬県沼田市戸神町453番地３
債務者　大貫　良仁
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
群馬県沼田市薄根町4074番地２　金子アパート４号
債務者　本田　東造
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
埼玉県川口市領家３丁目17番１―304号　ハイラーク川口
債務者　緑川　沙織
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係